

平成20年5月21日

委員提出資料

内閣官房

消費者行政一元化準備室

消費者行政推進会議

消費者行政推進会議最終報告とりまとめへの留意点

島田晴雄

2008年5月21日

I. 消費者行政推進会議最終報告とりまとめにあたって、留意すべき若干の要点を記したいと思います。

II. 目的として消費者の利益の擁護と増進の二面を強調する。このふたつとも消費者基本法の趣旨として明記されている。擁護は主として安全など、そして増進は消費の質の向上を目指すもの。

III. 消費者庁の機能として最も重要なものは勧告。勧告は主務大臣が他の省庁や事業者などに対して行うもの。他の省庁に対して行う勧告はとりわけ他の省庁の政策を監視し消費者の利益の観点からその改善を求めることに意義がある。勧告は他の省庁に対して強制権はなくても、問題について社会の注目を集め、認識を高め、世論を喚起するうえで大きな意味がある。明確な勧告を行うことが国民の理解をつうじてやがて政治過程から立法過程に一定の影響を及ぼすからである。

IV. 勧告が政策立案などに対してたしかな意義や影響をもつためには、その勧告がたしかな調査、分析、判断のうえでなされる必要がある。それを支えるために、消費者庁は質の高い機動的な調査・分析チームを持つ必要がある。

V. 各省庁の消費者に密接にかかわる行政機能を消費者庁に集中することは基本的に重要であるが、各省庁の消費者行政の根拠となっている既存の法律を移管することは、それが消費者庁の政策目的を実現するうえで、たしかな役割を果たすかどうか個別の事情を緻密に検討して、適切な形で行うべきである。安易に移管すれば、その法律にともなう行政事務をそのまま引き受けることにもなり、それは必ずしも消費者庁のめざす政策目的の実現のために最適な形にならないおそれもある。各省庁の法律は生産者あるいはサービス提供者の発展や利益擁護を基本とし消費者利益の擁護は限界的に付加されている場合が多い。

本来は、消費者利益の擁護と増進をあくまで基本とする適切な基本法を定め、それをさまざまな消費分野に適用する方向で法体系を整備することが望ましい。その整備のための時間的スケジュールを本委員会の報告に明記したうえで、各省庁の法律移管については、消費者庁の目的が的確かつ効率的に実現されるように、緻密な検討をしたうえで記述すべきである。

VI. 食品の安全については、消費者庁構想の契機でもあり、また国民の生活の質を担保するうえでとりわけ重要であるので、現在、3省庁がかかわって複雑かつ不透明な責任体制になっている構造を一元化し、透明で、信頼性の高い消費者行政を実現するために、集中的な行政改革を行うことが望ましい。

その他については、拙速に法律の移管を求めるのではなく、まず、消費者庁の勧告機能を確立し、必要な改善を勧告しつつ、サービス消費を含め多くの消費分野でどのような法整備を行うのがもっとも消費者庁設置の目的にかなうのか、しっかり学習しつつたしかな法律と行政体制の整備を行うべきである。

2008年5月21日
松下電器産業株式会社
中村 邦夫

「第7回消費者行政推進会議」に関する意見

消費者庁（仮称）創設に向けて
消費生活センターについて
移管すべき法律について

<消費者庁（仮称）創設に向けて>

福田総理がお示しされた「消費者を主役とする政府の舵取り役」となる消費者庁を創設するという方向性については異論はございません。

また消費者庁の創設と合わせて地方の消費者行政の立て直し・強化のために国が支援策のあり方を検討するという点については、大変意義深いことだと考えます。

佐々木座長がまとめられた6つの原則についても異論はございません。

<消費生活センターについて>

消費者行政推進会議の場で申し上げてきました地方の消費者行政の強化につきまして、消費生活センターを法的に位置づけることは大変重要なことであり、賛同いたします。

ただし、消費生活センターとしての機能を果たすためには、やはり財政的な裏づけや人材育成が必要です。

地域格差をなくし消費者にとって平等・公平なサービスが受けられるように、財政的支援策まで踏み込んだ政策が望まれます。

また、消費生活センターの運用が一定の水準に至るまでは、国や自治体間の人材交流や民間事業者との協働を通じた専門性の向上を図るなど、国が人材育成の責任をもつ仕組みが必要だと思えます。

消費生活センターの法的位置づけについては、いち早い取組みが必須であり、消費者庁設置と同時に立法化することが必要だと思えます。

<移管すべき法律について>

製品安全については消費生活用製品安全法は極めて有効に機能しております。

電気製品などの安全基準を制定・管理するには高い技術的な専門性が必要であり、移管・共管については慎重に検討すべきだと考えます。

重要なことは組織を肥大化させないことであり、消費者庁の使命は「迅速性」と「透明性」にあるということを最後に述べさせていただきます。

以上